

水銀排出施設の設置者様

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

水銀濃度の測定結果等に関する情報提供への協力をお願い

平素より大気環境行政の推進につき、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水銀に関する水俣条約を踏まえた改正大気汚染防止法が平成30年4月1日に施行され、皆様には、都道府県知事等への届出、水銀に係る排出基準の遵守、水銀濃度の測定・記録・保存などについてご対応いただいているものと存じます。

法第18条の39において、国の責務として、「我が国における水銀等の大気中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること」が規定されていることから、環境省では、地方公共団体を通じて、水銀排出施設における水銀濃度の測定結果等を収集することにしております。また、法第18条の38において、事業者の責務として、国が実施する施策への協力が規定されています。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、昨年度に引き続き、地方公共団体が実施する水銀排出施設における水銀濃度の測定結果等の把握にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

【ご提供いただきたい情報】

○令和7年度における水銀濃度の測定結果等に関する情報

分類	項目
大気汚染防止法施行規則の様式（第7の2）に含まれる情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定者（個人名は不要） ● 測定箇所（試料採取位置） ● 全水銀（酸素濃度補正を行ったもの。補正不要の施設については、実測値の合算、粒子状水銀の測定を省略している場合は、ガス状水銀の値を使用） ● ガス状水銀（実測値、酸素濃度補正值、酸素濃度、測定年月日） ● 粒子状水銀（実測値、酸素濃度補正值、酸素濃度、測定年月日） ※全水銀、ガス状水銀、粒子状水銀とも、検出下限以上の場合は（定量下限未満であっても）可能な限り、測定結果の数値
様式の備考に記載をお願いしている情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定時の排出ガス量（乾き） ガス状水銀と粒子状水銀の定量下限値と検出下限値（測定結果が定量下限値未満の場合。定量下限値未満でなくても、可能な限り、測定結果の数値）
追加で必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間稼働時間（実動時間） ● 施設の使用状況 ● 共同煙道の確認 ● 再測定があれば、その測定結果